

## 交際費 2014年度改正



税理士法人タックスサポート・イトカズ那覇事務所  
所長税理士

のぼりかわ みつお  
登川 光男

昨年度改正において、今後の検討課題として掲げられていた「消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を見直す」を受けて、冷え込んでいる各地の飲食店街の活性化を図るために、大法人についても交際費等の損金算入枠を設けることになりました。

交際費に関する改正内容は以下のとおりとなりました。

- ① 2014年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度において法人が支出した交際費等のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入することにします。この場合の「飲食のために支出する費用」には、専らその法人の役員、従業員に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）は含まない。
- ② 資本金の額が1億円以下の中小法人に係る年800万円までの損金算入の特例については改正前の取扱いを継続するものとし、上記①の飲食のために支出する費用の額の50%の損金算入措置との選択適用とする。

### 「飲食のために要する費用」の範囲

ここでいう「飲食のために要する費用」は、いわゆる5千円基準の少額飲食費における飲食費と同様に、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内接待費を除く）」と定義されています（措法61の4）。

したがって、2005年5月に公表された「交際費等（飲食費）に関するQ&A」を参考に判断することになります。例えば、ゴルフ等の際の飲食費は、ゴルフ接待等の一連の行為の1つであることから、飲食費部分だけを取り出して少額飲食費とすることはできないなどです。

### 少額飲食費の取扱い

今回の改正について、いわゆる少額飲食費は「飲食のために要する費用」に含まれるか否かという疑問が生じます。つまり、それを含めての50%の損金算入額を計算するのということなのです。少額飲食費については、今回の改正で何ら改正が行われていないことから、今までどおり損金算入が認められることとなります。

つまり、少額飲食費以外の飲食費についての50%相当額が新たに損金の額に算入されるということです。

### 今後の実務対応について

上記で説明したように、今後企業は、交際費を（イ）少額飲食費（1人当たり5千円以下で一定の基準を満たすもの）、（ロ）少額飲食費以外の飲食費（社内交際費は除く）、（ハ）それ以外の交際費（中元・歳暮などの贈答品費、社内交際費など）に区分したうえで、次のように対応することになります。

- ① 大法人のケース  
（イ）は、損金の額に算入される。（ロ）のうち50%部分と（ハ）部分との合計額が、損金不算入となる。
- ② 中小法人のケース  
（イ）は、損金の額に算入される。（ロ）と（ハ）の合計額のうち、年800万円までの金額又は（ロ）の50%のいずれか多い額が損金の額に算入される。つまり、（ロ）が年1,600万円超か否かで判断することとなります。